

教育委員会議事録

平成29年4月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(平成29年4月定例会)

- 1 日 付 平成29年4月21日(金)
- 2 場 所 海老名市役所第二委員会室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 岡部 二九雄
教育委員 海野 恵子 教育委員 松樹 俊弘
教育委員 平井 照江
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子 教育部次長 金指 太一郎
参事兼教育支援課長兼指導主事 小宮 洋子 教育総務課長 吉川 浩
就学支援課長兼指導主事 奥泉 憲 学び支援課長 小林 誠
教育支援課教育支援担当課長兼教育支援センター所長兼指導主事 麻生 仁 教育総務課主幹兼学び支援課主幹兼若者支援室長 仲戸川 元和
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 山田 敏明 教育総務課主事 神福 寿子
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第6号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第2 報告第7号 平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について
- 日程第3 議案第8号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第17号 平成29年度(平成28年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について
- 日程第5 議案第18号 平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針について
- 日程第6 議案第19号 部活動検討委員会の設置について
- 8 閉会時刻 午後3時40分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会4月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今回の署名委員は、松樹委員、平井委員に、それぞれよろしくお願いいたします

○伊藤教育長 初めに、**教育長報告**をいたします。それでは、いつものように教育委員会3月定例会から本定例会までの主な事業報告でございます。3月10日(金)は教育委員会3月定例会とともに、皆さんには中学校卒業式に行ってくださいました。その日の定例会で人事をご承認いただきましたので、すぐに管理職等人事内示を行ったところでございます。

12日(日)は今泉中学校区小中一貫教育説明会で、これが最後でございました。

13日(月)の臨時校長会も、管理職内示を受けての校長への人事説明でございます。

17日(金)は特学親の会、臨時最高経営会議がありました。学校地域ネットワークづくり運営委員会もありました。

18日(土)は海老名ジュニアフットサル大会で、あとは第6回総合教育会議を皆さんに来ていただいて開催したところでございます。

21日(火)は週部会、英語教育・タブレット導入打合せを行ったところでございます。

22日(水)は、皆さんにも小学校卒業式に行ってくださいました。

23日(木)は、議会で文教社会常任委員会予算審査がございました。毎年受ける平塚信用金庫図書寄贈式がありました。海老名警察署長新任あいさつに来られました。

24日(金)は第3学期修了式でございました。そこで、朝のあいさつ運動を実施したところでございます。海老名市交通安全対策協議会がありました。それから、えびなっ子しあわせ懇談会がありました。

25日(土)は、松樹委員にご尽力いただいた特撮美術監督井上泰幸展オープンイベントがございました。市内外、外国の方も来られて非常に盛況だったと伺っております。

26日(日)は、市レクリエーション協会45周年記念式典に参加いたしました。

裏面になります。27日（月）は最高経営会議、28日（火）は市議会第1回定例会本会議（閉会）でした。

29日（水）は、学校予算説明会をいたしました。

30日（木）は、今年度から新採用、要するに平成29年度新採用教職員希望研修会という形で全員参加の研修会を行いました。中学校吹奏楽部合同コンサート、皆さんにも聞いていただきました。それから、市史編集委員会もありました。

31日（木）は、教職員辞令交付式（辞職）を皆さんにも出席いただいて行ったところがございます。市教職員退任式も行われました。

4月に入りまして、2日（日）に青少年指導員連絡協議会総会がありました。

3日（月）は、教職員辞令交付式（異動、昇任、採用）を行いました。新採用教職員採用時研修会、そして教育委員会辞令交付式と続きました。その日の午後に、教育部も係長以上が出席して市長訓辞を受けたところがございます。

4日（火）は、私ども教育施設新年度あいさつに伺いました。県央教育事務所長あいさつに来られました。教育専門指導員等打合せを行い、指導主事会議を行ったところがございます。

5日（水）、第1学期始業式、第1学期が始まりました。浅井の水お披露目式には皆さんにも来ていただいたところがございます。中学校入学式。

6日（木）は小学校入学式がありまして、学校訪問相談員連絡会議や春の交通安全運動キャンペーンに私は参加しました。

7日（金）は、学校施設再整備計画打合せを行いました。それから、教科書事務担当者会議がありました。

10日（月）は学校応援団会議があり、補助指導員辞令交付も行いました。

11日（火）は、4月校長会議（第1回）が行われました。それから、新規再任用職員辞令交付式を教育委員会で行いました。用務員の方々の辞令交付でございます。外国語教育担当者会議がありました。

12日（水）は週部会、それから、学校配当予算説明会では、教頭、事務職を対象に教育委員会が配当予算の説明をしたところがございます。

13日（木）は、4月教頭会議がありました。図書館連絡会を持ちました。今年度分の教育委員会安全衛生委員会がスタートしました。

16日（日）は海老名市手をつなぐ育成会総会というので、障がい者の方々の団体の総会

に出席しました。それから、新舞踏大会を見てきました。大谷歌舞伎を観覧しました。

17日（月）は、文化団体連合会第61回総会がございました。それから、PTA等広報編集研修会がありました。介助員・看護介助員辞令交付をいたしました。支援係29計画ヒアリングがありました。学校図書館教育担当者会がありました。

18日（火）は、拠点校指導員担当者会として皆さんと教育課題研究会を行ったところがございます。現職教育運営協議会で、今年度の市内の学校に係る研修会の計画を承認していただいたところがございます。

19日（水）は週部会、皆さんにも来ていただいた教育委員会4月臨時会を行ったところがございます。読売新聞、神奈川新聞にも記事が掲載されましたけれども、中新田小学校で学校図書館新聞閲覧台寄贈式がありました。学校保健担当者会がありました。

20日（木）は、今年度最初の用務員連絡会議がございました。4月校長会議（第2回）、教育支援会議という教育支援教室の子どもたちのサポートに係る会議でございます。それから、19校に先ほどの井上泰幸展覧にかかわる本を2冊いただきました。子どもたちに見てもらいたいということで、井上泰幸展覧録学校図書館寄贈セレモニーがございました。児童生徒指導担当者会もございました。

それで、本日21日（金）、教育委員会4月定例会、午前中は就学支援課29計画ヒアリングを行ったところがございます。年度末から年度初めということで、特に年度初めはさまざまな担当者会議が新しく始まりますので、そこには全て行って、教職員に挨拶をしているところがございます。そういう関係からすごく長くなりました。

それでは、主な事業報告について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

忙しいなど言ってくださったみたいですがけれども。

○海野委員 内容がたくさんあって、毎日大変ご苦労さまです。

○伊藤教育長 ありがとうございます。

○海野委員 1つよろしいですか。4月10日の学校応援団会議というのは、学校応援団が全員参加なんですか。それとも何名か……。

○伊藤教育長 何名かなんですけれども、ただ、かなり多くの方がいらっしゃいますし、市教委の担当者、指導主事等もそこに参加して、例えば今年度の事務的な手続をどのように進めるかとか、そういうのがほとんどでございます。初めてそこで市教委の担当者も顔を合わせますので、そこで学校ごとの打ち合わせがその後行われるということでございますので、こういう書類を提出してくださいとか、今年度の予算はこのように使ってください

いとか、こういう事務手続を今後お願いしますという会議でございます。

○平井委員 4月10日に補助指導員辞令交付がありました。今年度継続者と新任者の人数をお知らせいただきたいのと、もう1点は18日に拠点校指導教員担当者会があったのですが、この拠点校指導員が今年度は何名担当がいて、何校に指導員が配置されているのか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤教育長 細かなものは今資料がないので、後でお知らせしてもよろしいですか。

○平井委員 はい。

○伊藤教育長 拠点校指導教員は6名体制から4名体制になりました。というのは、昨年度は新採用教員が四十数名で、今年度は30名に至らなかったもので、それは毎年度、県から枠が来るんですね。今年度は海老名市の拠点校指導教員は、新採用の数がこれぐらいですから何名枠でと。昨年度は多かったので6名枠だったんですけども、ことは4名枠で行っているところでございます。ただ、どこの学校で誰を担当しているかという資料は、私、そのときは渡されていましたが、今は記憶していませんので、担当はわかっていきますので。

それから、教育支援担当課長が、後でも結構ですので補助指導員、あと、ここで介助員、看護介助員辞令交付もあわせてありますので、継続の方と新規の方を調べてもらえますか。じゃ、そういうことで報告いたします。

○平井委員 よろしく申し上げます。

○伊藤教育長 では、ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、進めます。

2点目です。1つの問題でこんなに長く書いているのは珍しいんですけども、皆様のご意見を伺いたいなと思っています。児童生徒の登下校の安全についてです。

千葉での小学校3年生の事件が衝撃的で、その捜査が進んだら保護者会の会長が、今は容疑者の段階ですけども、考えられるということで、もっと衝撃を私は受けているところでございます。そういう職にある方が、子どもたちは、誰を信用して、どのように大人に接したらいいかというのが本当に疑わしくなるようなことになっています。教職員も時にはさまざまな児童生徒対象の事件を起こして、信頼を損ねているところがあるんですけども、やはり見守りをしている方がそういう状況になったのは非常に厳しいなと思います。通学路で柵を乗り越えて車が児童の列に突っ込んでしまったという事故も、ずっと絶

えないですよね。何年かたつと、また車が突っ込みましたとか、そういうのが絶えないので、児童生徒の登下校の安全は、校長会でも話したのですけれども、真剣に考えなければいけないかなと思っています。というのは、現状海老名では事件は起きていないんですけども、可能性はあるなど。例えば通学路の話だと、今、子どもたちは通学路を登校班ですっと歩いているのですけれども、誰か1人でも運転を間違えるような人がいたら、8時ぐらいの校門の前、人がいっぱいいるところ。車が校門を通過する学校が何校かあるんですよ。そこにどんと入られたら、もう大変なことになるなということで、すごく心配しているところがございます。

次の問題点に行きます。問題点の1は、海老名でも「児童生徒が登下校でひとりになる状況がある」ということなんです。集団登校と集団登校でないところがあるのですけれども、実を言うと海老名では3校、有鹿小学校、中新田小学校、東柏ヶ谷小学校は登校班ではないのです。集団登校ではなくて、自由登校なのです。ただし、この3校は最初から自由登校だったわけではなくて、理由があって、保護者と教職員が話し合って、集団登校はやめましょうという経緯でなったのですよ。しかし、私、朝のあいさつ運動で行っていると、やはり8時15分ぐらいに1人でぼつぼつ歩いている子とかが結構見受けられるのですね。それは集団登校の学校でもあります。例えば集団登校の集合は7時45分と決まっていますけれども、今日は少し遅れているから、みんな行っていていいよと保護者の方が言って、または子どもが言って、何とかちゃん、もうみんな行くよと言うと、先に行っていてとかと言われていいんですけれども、保護者は先に行っていてと言った後、そのまま1人で行かせてしまうんですよ。だから、1人で歩いている状況が、集団登校であろうが、集団登校でなかろうが、確実に……。

ただ、私が校長会で言ったのは、その3校についてはもう1回保護者と話し合いを持っていただきたいと。さまざまな事情で、集団登校の班の中で問題が起こってやめた学校もあるし、集団登校でやったほうが交通安全の関係で、列で広がって、2列や3列になると、かえって狭い道では危ないということでやめた学校もあったのですよ、理由としては。でも、要は1人になることがないようにというのがすごく大事なことなので、ここでもありますけれども、「小学校は、ほとんどの学校が登校班により集団登校しているが、3校が自由登校である」、「自由登校の学校では、集団登校を実施していない、また、集団登校を自由登校に変更した事由があり、再度、学校と保護者が協議する必要がある」、「集団登校でも遅れてひとりで登校する児童生徒がいる」、「集団登校でも自由登校でも、ひと

りで登校する状況にならないように、学校からの保護者への働きかけ、近くに住む保護者同士の配慮が必要である」。例えば自由登校でも、近くに子どもたちがいたら、親同士で話し合っ、朝、みんなで行こうねとか、または、1年生がいたら、近くの上級生に、何とかちゃん、うちの子、学校まで連れて行ってねとか。だから、そういう保護者同士、地域とかなんかで基本的な集団登校になる前の話し合いができているのかどうか。隣の家に子どもがいるのに何にも話さないで、勝手に行っているんだよと。やはりそれは親同士が話して、これをきっかけに保護者にも働きかけないと、保護者はひょっとしたら、そこまで危機感を持っていないかもしれないということがあります。

「下校時は、ひとりになる状況が多く、パトロール等の対応はしているが、児童生徒への下校指導の徹底を図る必要がある」、これはやはり先生たちが声かけを徹底しなければいけない。1人で帰るのではないよ、近くの人と一緒に帰ってねということを中心に組織化しなければいけないかなとは思っていますよ。

それから、中学校です。中学生は今回の対象にはなりにくいかもしれないけれども、部活動で早朝とか夕方、ぐるっと回っていると、1人で歩いている子がいます。だから、そういう子たちが不審者とかなんかに対応する能力とか、危機感を持ってやっているか。それから、先生たちも、中学生だから大丈夫だろうということではなくて、さらに、中学校でも指導する必要があると思っています。これらが今問題点として挙がっているところで、校長会で話し合ったので、今度は市P連が5月で新しくなるので、今度は単P会長会とかなんかにもこのことを投げかけて、各学校でも保護者と再度……。これは学校だけではなくて、保護者も一緒になって考えなければいけないし、先ほどのように地域となったら、ご近所は仲良くしてとは言えないですけども、やっぱり子どもがいたら声をかけ合うようなことが必要かなと思います。

もう1つは「学童保育クラブ、放課後デイサービス、保護者など、車両による児童生徒の送迎に関するルールがない」。学校では今このことはお話ししていないんですけども、今泉小学校で学童保育の車が路上で子どもを乗せるのに、ぐずっている子を乗せたもんだから、拉致とは言わないけれども、無理やり連れ去られたのではないかという事案が発生しました。そのとき、思ったのですけれども、やはりこれはルールがないなと思って。私、校長会でこの前話したのは、子どもの乗り降りは原則校地内でしてください、路上ではやらないでくださいと。ただ、学校もどんな車が来るかを把握していなければいけないと思うのです。例えばうちは何時何分になると学童の車が入ってきて、そこに乗る子

どもがいるとか、障がいのある子どもたちの放課後デイサービスの車が入ってきたら乗るとか、保護者の送り迎えも結構あります。ですから、それもルール化して、きちんと正式に学校の中で。遅れて来たのを恥ずかしがる必要もないですから。また、何らかの家庭の事情で早く帰すときにも、校地内できちんとやるとか、また、学校によっては門が余り広くない学校もあつたりするのですよ。その辺は、そこにあるように「校地内の乗り降りを原則とする」「教育委員会、学校が事業者を把握する必要がある」、どんな車が常にそこに来るかを把握しておく。「ルールを作り、事業者や保護者に徹底する必要がある」というのがあります。ですので、今は、例えば放課後になって、児童の下校になると、保護者の車が何台かとまっていて、子どもがずっと乗っていくことがあるではないですか。それは本当に保護者かどうか、紛らわしいではないですか。だから、その辺はルールが必要。

次は「十分な歩道が確保されていない通学路があり、そこを一般車両が通行し、危険な状況がある」ということですが、それでも、「運転者の体調や年齢、運転の仕方によっては、事故が発生することが十分に考えられる状況である」「スクールゾーンを徹底し、通行する場合の速度を制限する必要がある」「警察と協議し、難しい条件を打開する必要がある」「児童生徒の安全指導を徹底する必要がある」。今までも、例えばここは危険だなとわかっていても、現状何の打開策もない。例えば通学路を広げるとか歩道を確保するというのは、一般家庭をセットバックしてもらわなければいけないということは、そんなに簡単にできることではないし、少し無理なことです。交通安全ゾーン、スクールゾーンを設定したら、20キロ以内で学校の周りを走らなければいけないんだけど、その部分を警察と本当にしっかり話し合って、例えば7時45分から8時15分までの間でも、今はもう平気でどんどん走っていて、中には狭隘、狭い道が抜け道になっている学校もあります。それは、今のままでは無理だと言われていて、自治会の人たちに相談しなければいけないとか、1軒1軒周りの家に確認をとらなければいけないというところでもとまっているんですよ、無理だと思って。本当に必要なら自治会と相談して、学校と一緒に1軒1軒確認してでも、この中では一歩進んで打開しなければいけないかな。これは言ってもすぐには無理だよねというのを毎年毎年続けるのではなくて、どこかの時点で本当に打開するための方策を立てなければいけないかなと思っているところでございます。

これらの問題点に関して、地域の方々が見守りをやっていて、さまざまな良い対応例はありますけれども、喫緊に対応しなければいけないものとは別に、これまでの対応を情報共有しながら、さらに、通学路をよりよい安全なものにするために、大人の責任として

我々行政も、学校も含めて保護者にも、地域の人にも協力いただいて、再整備というか、もう1度点検し直すことが必要かなと3月の末からずっと考えているんですけども、この点について皆さんのほうでご意見があれば伺いたいと思います。

○平井委員 私は住まいが中新田小学校区です。4月に入ってから1年生がもう翌々日ぐらいに1人で朝登校して行きました。女の子だったんですが、その姿を見て、その後に子どもたちも登校していきましたけれども、1人という姿を見ると、思わず学校にたどり着くかなと見える範囲内で目で追ったんです。中新田小学校も集団から個別になっているんですね。だから、それなりの理由はあったと思うのですが、やはりこのような事件があった後なので、私としても非常に1年生の登校が気になったところです。

もう1つ、日々気になるのは学童保育の子どもたちが、今は日が伸びたからいいのですが、冬場の5時頃は迎えもなく1人で帰宅してくるんですね、それが今まで非常に気になっていました。どこにどのように話を持っていったらいいのかわからないし、学童との話し合いの中でそのように下校させているのでしょうかけれども、男子児童はほとんど1人で帰ってくるのです。私の家の近くのお子さんだと思うのですが、いろいろ理由はあるのかなと思うのですが。そのあたりを今回、教育長がこのように出してくださったのですが、学校だけで済むものではなく、保護者も含めて、子どもの安全をどのように守っていくのかというところを改めて考えていく必要があるのかなと思っています。

○伊藤教育長 学童は学び支援課で、送迎の車には何々学童というマグネットを張ってくださいとか、学校に何時に行きますからということで、予定の段階で事前に知らせて迎えに行ってくださいとかなんかあるんですけども、今のはまた新しいやつですね。中新田だと校内学童ですので、夕方なんかは、本来は仕事を終えた人が迎えに行って、連れてくるという約束かもしれませんが。

○平井委員 ほとんどのお母さんたちが迎えに行っています。ほかの小さなお子さんたちの場合はお母さんたちと一緒に帰ったりしていますけれども、そのお子さんだけはいつも1人なので、少し気になってはいます。

○伊藤教育長 これは推察ですけども、保護者の方も、もしかしたら、うちの子は1人で帰させてくださいと言っているかもしれませんからね。

学び支援課長、今、学童の帰宅の件について、市連協か何かの会議のときに案件として出していただくようお願いします。

○学び支援課長 わかりました。

○海野委員 昨年度、3月以前のお話なんですけれども、社家小学校区で歩道というか、スクールゾーンはないんですけれども、歩道に事業者の車が乗り上げていて、狭くなってしまっていて。子どもが歩けないんですよ。道路にはみ出て歩かないと学校に通えないので、うちの近くだったので、校長先生に連絡して、うちから警察に言ってもいいんですけれども、やっぱり校長先生は学校から警察に言ったほうがいいということで、警察に連絡してもらって、警察の人が来て動かしてもらったんです。子どもたちが通れないのでということで、車をとめてしまっているものですから。一応言っていたいたんですけれども、今でもそんなに直っていないのかなというのはあるんです。少しは考えていただけたかなというのはあるんですけれども、その点、それぞれ細かいことなんですけれども、気づいて、学校に連絡して、子どもたちが困っているのではないんですかということを経験して、報告して、上げていくことが必要かなと思いました。

○伊藤教育長 では、その事業者はそこで作業するとき、今までは常にその歩道に乗り上げて。

○海野委員 いえ、昼間はどこか別の仕事に出かけてしまうらしいです。夕方に帰ってきて。その後、夜のお仕事に行くらしくて、だから、朝の通学するとき、子どもたちがすごい不便で、いつもまた止まっているねと言いながら子どもたちが歩いていくような状況です。

○伊藤教育長 わかりました。

○海野委員 一応、校長先生から警察に言っていただきましたので。

○伊藤教育長 今年からやることなんですけれども、学び支援課でPTAの人たちと通学路要望の説明会を開催することになったんですよ。それが連休明けに行くことになりましたので。今までは市内19校の地区委員が集まって、通学路要望に対して説明会を行うことになっていましたが、そこでまた、通学路点検というか、通学路の中で日常的に子どもたちが歩きにくいような場面があるかどうかというのは、私からも聞いてみます。

○岡部委員 どうしたらいいだろう、こうしたらいいというのはないんですけれども、学校なり、家庭なり、あるいは地域なりがこれをやっていないからというものがはっきりあるわけではないですよ。みんなそれぞれやって、それでもこういう教育長が書かれたようなことって十分考えられるので、どうしようということ、みんなで危機意識を持つしかないのかな。全国的にはいろいろな事例、いろいろなことがあるんだろうと思うんです。そういうものを取り寄せてみて、使えるようなものがあるのかどうか。常にみんな

が共通に思っていないと、いや、うちの子は大丈夫よとか。例えば学童なんかは迎えがないと帰さないとか、そんなルールもないわけでしょう。

○伊藤教育長 でも、夕方とかなんかだと、多分ほとんどは。

○岡部委員 帰さないようにできるんですか。

○平井委員 そのあたりの取り決めがどのようになっているのか、細かい約束事はわからないので、きちんとそういう話し合いがついていればまた別なんでしょうけれども。

○岡部委員 共通の認識、危機意識がまだ足りないんでしょうと思うんですね。

○伊藤教育長 ルールもあれなんですけれども、どこかでこういう事件が起きたときは盛り上がるんですけれども。それでまた、事件が起こることの繰り返しなので、今回は1つのいい機会かなと思って。だから、喫緊にやらなければいけないこととは別に、各PTAでも市全体での論議を巻き起こすいい機会かなと。その中でみんなが岡部委員のように危機感を持って、何とかしなければいけないんだとなることがとても大事なことだなと思っているんです。

○岡部委員 今回保護者会の会長がというのは、ある意味クローズアップ。

○伊藤教育長 あれは特例かもしれないけれども。

○岡部委員 でも、そういうのでなくても、危ないとか。

○伊藤教育長 もちろんです。

○岡部委員 こういうのがあると盛り上がるのは確かですけれども、それはいい意味の盛り上がりではないんですよ。

○伊藤教育長 そうです。もちろんです。

○松樹委員 今、千葉のお話が出ましたけれども、もちろん教職員、保護者会の会長がというのもありますけれども、登校中にというのがかなり驚きました。

事例ですと、下校中に1人になってというのがあるのですけれども、登校中の朝の時間帯、いろいろな目がある中でもそういう事件が起きてしまう。まだ容疑者ですけれども、はらわたが煮えくり返るような思いでいるのです。先ほど教育長がおっしゃるように何か対処をしていかなければならないのだと思います。しかも、喫緊に、目に見える形でだと思えます。今、岡部委員がおっしゃった全体で共有するというのも1つですし、目に見えて変えていくという形なんだと思います。多分データとして出ているんだと思うのですが、小学校の交通事故、何年生が多いか、圧倒的に1年生が多いというのも出ていますし、何か良いのがぱっと浮かんでいるわけではないのですが、3つの課題があると思うの

です。

登下校時、1年生はかばんに交通安全の黄色いカバーをつけていますけれども、小学生はみんな目立つようなビブスをつけるとか、一目で小学生だとわかるようにやるとか、あとは登下校の問題。どこかまでは集団下校して、そこから別れるとかという手もありますし、それは毎日でなくても、何曜日と何曜日はしようねとか、不定期にやっ払いこうねとか、そういうのもいいと思いますし、先ほど言った学童クラブの送迎と違って、例えば今泉小学校とか、学校によって形式が違いますけれども、正門から車を入れる方もいらっしゃるかと思うのですが、裏にも駐車場に出入りするところがあります。例えばあちらはもう車を禁止にしてしまって、裏で。学校の中でも車歩を分離するとか、上星小学校は正門と車が入るところが全く同じところなのです。正門があそこでなければならぬという決まりは多分ないと思うのです。慶泉幼稚園側に正門を持って行ってしまって、そこは車だけ、登校は向こうからしてくれというやり方も、少し遠回りになりますけれども、あるのかなという気がするのですね。学校の施設によってもできる、できないはあると思うのですが、車歩をしっかりと分離していく。学校の中で事故が起きたら、それこそ元も子もないわけなので、そういう施設の中の対応は私はそんなに難しい話ではないかと思うのです。その辺は喫緊に調べて、ここをこう変えられるよねという形でしっかりした方向に。先生の車もありますので、学校の中に入って安心して、子どもも安心して走り回っているので、それは喫緊にできるかなと思います。

通学路の問題は、私もいつも言っていますけれども、何とかできないかなと思うわけです。もちろん地元で細い道路、人が通ればいいというか、車は通らないほうがいい道があるのであればそちらを使うとか、校門の前に鉄ではないですが、ポールが立っているだけでも、車の運転は気をつけると思うのですよ。自分の車をこすりたい人はいないわけで、やはりスピードを落とすし、すれ違いなんかは特にですし。ですから、急に歩道を広げるとかガードレールとなるとあれなので、例えば鉄のポールだけでも危険な箇所にという、あれだけでも効果的なのではないかなと思うのです。警察もいろいろ動いてくれていらっしゃると思うのですが、そんなところからアプローチをかけていくとか、できることからしっかりと始めていくというのが、目に見える形で子どもたちの通学路、そして子どもたちの安全を守っていくんだという動きをどんどん出していくべきではないかなと思います。具体例が抽象的過ぎて申しわけないのですが、ぜひ進めていければと思います。

こういう話し合いを定期的に、先ほど言ったように何か盛り上がったときに定期的に

我々、もちろんPTAの方とかを含めた中でどうしていこうかという会議を年に何回か必ず持とうよ、この3つの課題とかですね。委員会ができること、PTAができること、そして2人そろってどこかにお願いすることという区切りの中で、定期的に安全何とか会とか、子どもの安全を守る会でもいいんですが、あってもいいのかなという気がします。

○伊藤教育長 これについては、先ほど言ったようにPTAの総会があったり、さまざまな会議があったりするところなので、うまくこれを軌道に乗せたいです。また、行政は行政で、最初のうちはいろいろなことを行政がリーダーシップをとらなければなりませんので、教育部としても各所管で進めてまいりますので、また報告いたします。

それでは、これについてはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 続いて、きょうはこのような形のものが。これは今年度の確定した各学校の児童生徒数と支援級の生徒数とそれぞれの総合計になっています。その後、例えば海老名小学校でいいますと、児童生徒数が902名で、支援級の子は17名いますよ。合わせて919人の子どもたちが現在海老名小学校に在籍しておりますので、通常級は、教室数としては、学級数が26、支援級が4ということです。そこからは校長先生が1人いて、普通級定数が30名で、特学の支援級の担当が4人いて、特認というのは、指導方法改善で1、少人数学級で1、国際教室で1、児童指導員で1と、こういう形で先生方を増やしていただけるんですね。その方々を含めます。養護教諭が2人で、事務の先生が2人いて、全員で43人の教職員が今年度は海老名小学校に配置されていますということで書いてあります。欠員、代替というのはその内訳で、実を言うと人が足りないのではなくて、正職の方がそこに当たらないので、臨時的任用職員でそこに当たっているという数です。これは内数です。43人に入っています。代替というのは育休とか産休ということで、または療休等、事情によって教職員が休みをとらなければいけない中での内数です。また、その中の内数で再任用。定年退職後に教員で働く人は1名ですよ。県費非常勤が12名、市費非常勤はゼロですけれども、そのような形になっているところがございます。再任用職員は内数で入っていないです、数を見ると。再任用は外数です。だから、配布数ということになりますと定数は44になっています。再任用は1名足されているところがございます。そのようにして進めて、教職員の数等を見ることができます。続いて、中学校のほうも同様でございます。

トータルでいくと、小学校の児童が7,243名、中学校の生徒が3,528名で、市内の小中学生の合計が1万771名でございます。教職員数については、これをずっと追っていきますと、小学校が395名、定数ですので非常勤は入りません。それから、中学校は212名ですので、合わせて607人の定数の教職員が市内の学校で、教職に当たっているということでございます。それら非常勤とかを全て足しますと、最後は641名ということですので、市役所と同じぐらいの数の教職員が働いているということでございます。また学級数、児童生徒数。これは平成29年4月のものでございますので、実は5月1日が確定数で、それを学校基本調査で国に報告するのですけれども、スタート時の今の時点ではこのような形です。今泉小学校の5年生がここで、120名だったのが1名足して121名になり、3クラスが4クラスに増えました。これはこの中にもう既に入っていますので、ご承知おきください。

これが今年度の児童生徒数・学級数・教職員定数でございますので、また、目を通していただいて、これについては情報提供ということによろしいですか。何かご質問等ありましたらお出しいただきたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、これで教育長報告を終わります。

報告事項に入ります。

○伊藤教育長 初めに、日程第1、報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

資料1ページでございます。本案は、海老名市教育委員会関係職員の人事異動につきまして、平成29年3月31日付及び平成29年4月1日付で発令したため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。詳しくは2ページ以降で説明を申し上げます。

まず、2ページに人数の内訳を書いております。平成29年3月31日付が課長級からずっといきまして合計8名、4月1日付でやはり課長級以下、技能労務職まで記載しております

すけれども、合計で27名、技能労務職の再任用職員で7名、合計42名でございます。

では、ざっと氏名をご紹介します。3ページです。3月31日付でございます。課長級、山川勇が教育支援センター所長でございました。兼務もいろいろ記載してございますけれども、後ほど高覧ください。山川が神奈川県へ、有馬中学校の教頭となります。その下の小川百合子は就学支援課主幹でしたけれども、中新田小学校の教頭になりました。和田修二は教育支援課主幹でございましたけれども、柏ヶ谷小学校の教頭として赴任しております。和田波代は教育支援課主幹兼指導主事ですけれども、海老名小学校へ戻っております。

それから係長です。内山大輔、旧学び支援課指導主事が神奈川県の所属になりまして、大谷小学校でございます。

主査・主任主事級で山岡啓子、教育支援課主査が勸奨退職をいたしました。

技能労務職です。深典子が定年退職となっております。

再任用職員の矢崎範子は、用務員でございますけれども、任期満了となります。

続いて、4月1日付です。課長級が合計5名でございます。山田敏明、窓口サービス課主幹兼戸籍係長でございましたけれども、4月1日付で教育総務課主幹兼総務係長に配属になっております。次の長田茂美です。就学支援課保健給食係長ですけれども、昇格いたしまして兼務発令が出ております。就学支援課主幹兼保健給食係長です。後藤純子は神奈川県とありますが、中新田小学校教諭から就学支援課主幹兼指導主事となっております。麻生仁は昇任でございます。教育支援課主幹兼支援係長兼指導主事から教育支援課教育支援担当課長兼教育支援センター所長兼指導主事兼支援係長事務取扱でございます。清水文恵は昇格で、契約検査課契約係長から教育支援課主幹兼指導係長です。

係長級です。佐藤哲也は教育総務課総務係長でしたけれども、福祉総務課福祉総務係長兼市民税課副主幹でございます。教育総務課主査の大杉誠が昇格いたしまして、副主幹級となりました。潮田佑介は、神奈川県ですけれども、有鹿小学校から教育支援課副主幹兼指導主事となっております。大矢貴史は、神奈川県大谷中学校から教育支援課副主幹兼指導主事となっております。小菌洋は、柏ヶ谷小学校から学び支援課副主幹兼指導主事兼社会教育主事でございます。

続いて、主査級です。秋山寿美子は教育支援課主査でしたけれども、窓口サービス課主査に異動となりました。加藤謙次、就学支援課主任主事でしたけれども、昇格、兼務発令が出まして、農政課主査兼農業委員会事務局主査でございます。次の永田祥子は昇格しま

して、学び支援課主任主事から農政課主査となっております。教育総務課主任主事の今野まりこでございますけれども、昇格いたしまして主査ということでございます。尾山剛、道路管理課主査から就学支援課主査に配属、異動となっております。五十嵐光は、神奈川県大谷小学校から就学支援課主査兼指導主事となっております。就学支援課主査でした田辺賢司は、監査委員事務局主査として異動となっております。

主任主事級でございます。渋谷麻美、職員課主任主事ということで、福島県相馬市に派遣されておりましたが、4月1日付で学び支援課主任主事でございます。

主事級3名です。小貫玲子、就学支援課主事が資産税課主事に異動になりました。宮下仁克は道路管理課主事ですが、教育総務課主事へ異動となりました。住宅公園課主事の村匠、就学支援課主事に異動になりました。

5ページでございます。主事補級3名でございます。危機管理課主事補でございました鈴木貴博は任期付職員でしたけれども、ここで新採用職員として正規採用になりました。教育総務課主事補でございます。幾島夏奈です。こちらは健康づくり課主事補から就学支援課主事補という異動でございます。部内の異動になりますけれども、高柳志帆、教育総務課主事補でございましたが、同じ主事補として教育支援課へ異動となっております。

技能労務職も3名です。磯川みち代は、有馬小学校5級昇格でございます。川井佐由利も異動はございませんけれども、4級に昇格。佐藤敏枝も4級に昇格となっております。

6ページでございます。再任用・技能労務職です。会田充子は職種変更、フルタイム、任期更新ということで、勝瀬保育園から社家小学校の用務員でございます。浅野照美もフルタイム、任期更新でございます。大谷中学校の用務員でございます。佐藤淑子も任期更新でございます。勤務場所は杉本小学校で変更はございません。次の野中久美子もフルタイム、任期更新、門沢橋小学校です。渡邊恵子は職種変更、フルタイムです。中新田保育園から海西中学校の用務員となっております。深典子は定年退職なさいましたけれども、今度はフルタイムで同じく今泉中学校の用務員として勤務することになります。最後に、須田ちひろは短時間勤務、任期更新でございます。東柏ヶ谷小学校の調理員でございます。

○伊藤教育長 それでは、この件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これはもう既に発令した人事でございますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第6号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第7号、平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第7号でございます。平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等についてでございます。

資料7ページです。平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等につきまして、任期満了及び辞職する非常勤特別職の後任として新たに委嘱をしたため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、順にまたご説明申し上げます。8ページです。まず、非常勤特別職（学校安全監視員）です。こちらの委嘱期間は29年4月1日から30年3月31日までの1年間です。提案理由は任期満了及び辞職でございます。新旧委嘱者でございます。下の表は旧です。加藤武久さん、平原邦夫さん、仁科功次さんは、加藤さんと平原さんが任期満了、仁科さんが辞職ということです。これにかわりまして新規として、田中一二さんが海老名小学校へ、浅井与四郎さんが有馬小学校へ、高橋政二さんが門沢橋小学校へということでございます。8ページの一番下、その他にありますけれども、海老名小学校の猪股弘さんが今泉小学校で安全監視員として務めてくださることになります。裏面、9ページに各小学校の配属の状況が一覧となっておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

それでは続けます。10ページ、非常勤特別職（通学路巡回パトロール員）でございます。こちら、任期は同じように4月1日からの1年間でございます。これは任期満了によりまして、旧、下の表の旧吉田洋三さんから新の田坂政一さんを委嘱したものでございます。一覧表につきましては裏面、11ページでございます。後ほどご高覧ください。

続きまして、12ページ、非常勤特別職（教育専門指導員）の委嘱でございます。こちら、任期は1年間です。任期満了に伴う委嘱です。再委嘱となります。秋庭博行さんです。裏面をご参照いただければと思いますけれども、全部で6名を委嘱しております。一番

下、6番の佐根和博さんにつきましては前回の教育委員会で議案として提出して、ご承認を頂戴しております。

続きまして、14ページ、教育支援センター非常勤特別職の選任及び委嘱について（相談員、専門補導員）でございます。辞職する者は、相談員、山田龍でございます。新たに委嘱する者といたしまして2名です。立川祥恵さんと松浦真規子さん。3番になりますけれども、任期満了に伴い、継続して委嘱する者ですけれども、岡田健太郎さんを委嘱いたします。2番の相談員の任期は2年、3番の専門補導員は1年間となっております。教育支援センターで委嘱しております非常勤特別職の名簿は、15ページの一覧のとおりでございます。

続いて、16ページ、青少年指導嘱託員の委嘱についてでございます。こちらも任期は1年間でございます。旧の釜谷佳男さんの辞職に伴いまして、境賢さんを委嘱したものでございます。裏面の17ページで、上郷については来年度委嘱の予定でございます。本郷につきましては、今、委嘱の人選をお願いしているところですが、決まり次第、またご報告を申し上げたいと思います。現在のところ、全体で57名を委嘱させていただいております。

続きまして、18ページでございます。非常勤特別職（事務嘱託員）は、若者支援室の相談業務を円滑に実施するために配置するものでございます。新旧委嘱者は4番、5番になりますけれども、5番の高村恵さんが任期満了となっております。それから、沖原次久さんが継続、安齊淳子さんを新規として委嘱したものでございます。委嘱期間は4月1日から3月31日までの1年間でございます。一覧として、19ページにお二方の名前を掲げさせていただいております。沖原さんにつきましては、社会教育の観点からのまなBINAという講座も主体的にやっただいておりますことから事務嘱託員（一）として、安齊淳子さんはその補佐と若者支援の相談に携わっていただくということで事務嘱託員（三）を委嘱しております。

○伊藤教育長 3月定例会において、まだ未定等であったもので、決まったものについてはこのように委嘱いたしましたということでございます。青少年指導嘱託員のこの方の任期は1年ですけれども、青少年指導嘱託員自体は2年間の任期で、今ほとんどの方は継続でやっているところでございます。

それでは、これも報告なんですけれども、いろいろな仕事がありますので、仕事に対して、委員の方々から何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。さまざまな職務の

方に非常勤特別職としてお手伝いいただいて行政も進めているので、要するにうちのフロアの職員プラスアルファの多くの方々が携わっていただいているのが現状ですので、職務上で何か皆さんからこの辺はどうなっているんですかというのがあれば……。これは人のことですが、職務について何かありましたら。

○岡部委員 職務ではないのですが、安全監視員とかパトロールの方の募集の方法としては、自治会か何かに依頼するんですか。どういうルートでお願いしているのか。

○伊藤教育長 ホームページが多いです。あと、シルバー人材センターに出したりして、募集をかけているところがございます。

○岡部委員 年齢制限ってあるんですか。

○教育部次長 75歳を目安にしていると思います。

○教育部長 明確な規定はありませんけれども、目安としています。

○岡部委員 それぐらいの人はいないのですが、大体そのぐらいですか。

○教育部次長 そうですね。

○松樹委員 通学路巡回パトロールは現在2台ですか、1台で回っているんですか。

○伊藤教育長 今は3台です。

○松樹委員 3台で回っていただけるかと思うのですが、先ほどの教育長報告とかみ合ってくる部分があると思うんですが、例えば朝の登校時間がどうなのかとか、多分これは今、放課後しか回ってないのでは。朝の登校時間がどうなのかとか、3台体制がどのように動いているのかとかということ、自動車を運転されている方が、例えばいろいろな事故とか、事件とかのご報告、わかって運転されているのかというのが聞きたいんですが。最後の点だけ少し聞きたいのですが。

○教育部長 確認をとっていいですか。

○松樹委員 また後で確認していただければと思うので、わかっていればその点を重点にとか、個人情報もあると思いますので、その辺を密に、先ほどのお話の流れであったほうがいいかなと思いましたので、内容を検討していただければと思います。お願いします。

○伊藤教育長 例えば事故等があった場所とか、または心配な場所があったり、あとは雨が降ったり、災害等の場所があったりすると、係からここを重点的に確実に見てくださいねとか、この辺をよく見てくださいねという指示は行っていると思います。何かあった場合はすぐ連絡を受けることにはなっていますが、また再度確認します。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問もないようなので、報告第7号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第7号を承認いたします。辞令としてもう既にお渡ししてありますので、ご承認いただいて、ありがとうございます。

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第8号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料20ページでございます。報告第8号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由でございますが、海老名市学校施設再整備計画策定委員会条例が4月1日に施行となりました。学校施設の再整備計画策定に際しまして、必要な調査審議を行うための海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を教育委員会の附属機関として規定するためでございます。

説明につきましては、21ページに基づいてお話を申し上げます。1番、改正を要する規則は先ほど申し上げたとおりでございます。

改正理由についても同様でございます。

改正内容でございますけれども、先ほど申したとおり、附属機関を追加するものでございます。別紙改正文及び新旧対照表のとおりとなっております資料23ページをご参照いただければと思います。学校施設再整備計画策定検討委員会を附属機関として位置づけるため、規則の別表第2（第5条関係）で、文化財保存整備委員会の行の上に1つ追加しまして海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会、主な所掌事務としまして学校施設の再整備計画策定に際し、必要な調査審議を行うこと、所管機関は教育総務課でございます。こ

の条例につきましては3月定例会でご承認をいただいたことから、ここで追加するもの
でございます。

教育長の臨時代理をした理由です。21ページに戻っていただいて、4番になりますけれども、教育委員会の規則の改正につきましては、教育委員会が決定する事項でありますけれども、今申した条例が原案どおり可決されたこと、そして内容については2月臨時教育委員会において、審議、可決をいただいていることから、急施を要することもありまして、教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則によりまして臨時に代理して決定して、執行したものでございます。

繰り返しになりますが、施行の期日は4月1日でございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 学校施設再整備計画策定検討委員会の設置に伴いまして、それを規則の中に定めるというものでございます。これについてもよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第8号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第8号を承認いたします。

続きまして、審議事項に入ります。

○伊藤教育長 日程第4、議案第17号、平成29年度（平成28年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは24ページです。議案第17号、平成29年度（平成28年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定についてでございます。

これは、評価対象、実施方針を定めたいため、議決を求めるものでございます。

25ページをごらんください。実施の要領を記載しております。目的といたしまして、1番です。教育委員会の権限に属する事務の管理、執行の状況について点検と評価を行って、その結果に関する報告書を議会に提出して、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくというものでございます。

評価対象とする施策・事業につきましては、平成28年度の海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画に位置づけました施策・事業です。これは全てです。教育委員会

実施した3政策、8施策、36事業の全てを対象といたします。ちなみに、前年度は3政策、8施策、34事業を対象として点検・評価をいただいております。

3番ですけれども、点検・評価方法でございます。目的、実績、課題などの所管課評価を行って、これを外部評価者（知見の活用）に示します。この外部評価から意見を聴取しまして、取りまとめ、教育委員会は、所管課評価、外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を行うものでございます。

知見の活用につきましては、えびなっ子しあわせ懇談会委員に依頼するものと考えてございます。これは前年度と同様でございます。

裏面26ページです。議会への提出及び市民への公表ですけれども、9月議会への提出を予定しております。提出した後、ホームページ、情報公開コーナーに配架しまして、公表したいと考えております。

スケジュール（予定）は6番に記載しております。4月下旬の本日、方針と対象事業のご決定を賜われました場合は、実施計画と評価調書の作成をし、5月中旬に評価の作成、6月上旬・下旬に外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会委員）、7月初旬に教育委員の皆様へ点検・評価報告書の素案をお送りいたします。そして、意見を集約した後、まず、課題研究会で意見交換ですとか最終調整ができればなどは思っております。7月定例教育委員会で報告書の決定をし、8月初旬に市長へ報告、内部の決定機関への報告の後、8月25日に市議会議長・副議長への報告、市議会へ提出（9月議会初日）したい、このようなスケジュールを考えております。

各事業につきましては、先ほど申したとおり、27ページから30ページに一覧を載せておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。昨年度、様式を教育委員会委員の皆さん方に見ていただいて、ご意見をいただき、改定したばかりでございます。

○海野委員 昨年と比べて少し増えていると思うんですが、新規で掲載された項目を教えてください。

○伊藤教育長 先ほどの教育部長報告の中で事業数が増えていると思うのですが、29ページの「小中学校の適正配置」と、同じく29ページの一番下の「地場産物品の学校給食への活用」、同じく27ページの「成人式運営事務」、学び支援課が創設されたことに伴いまして事業を行っております。また、「図書館ネットワーク推進事業」も新規です。27ペ

ージです。これは対象を整理しまして、もう1度ご報告申し上げたいと思います。申し訳ありません。

○海野委員 ここに「新規」とか書いておいていただいたほうがわかりやすいかなと思いましたが、よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 では、今後、新規事業については表に新規と表記いたします。

○伊藤教育長 外部評価といっても、教育委員会の評価は教育委員がやることになりますので、よろしく願いいたします。

○岡部委員 知見の活用で、しあわせ懇談会委員に昨年度と同じように依頼をするということなんですけれども、何人ぐらいいるのか、どんなジャンルの方がいるのかというのを教えていただくのが1つと、そもそもしあわせ懇談会の委員って、前に聞いたかもしれないんですけれども、何をやる人なのか、これ以外の事業を何かお願いするというか、その辺ももう1度、もし聞いていたら申し訳ないんですけれども、教えていただきたいんです。

○教育総務課長 メンバーにつきましては、28年度は3名で行っておりまして、本年度は1人増やして4名で行うことを予定しております。校長先生のOBの方だとかPTAのOBの方の人選をお願いしております。

○岡部委員 4名ですね。

○教育総務課長 はい。業務につきましては、懇談会委員につきましては、今後の教育行政の参考になるということで、先生方から忌憚のない意見を言っていただくものでございます。

○岡部委員 わかりました。裏に四角で囲ってある「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と書いてあるので、その方たちが選ばれているのだろうと思うんですけれども、それについて異存はないのですが、何か枠があるのかどうか。もし可能ならば、学校教育以外の仕事も教育委員会はやっているわけですし、あるいは学校教育であっても違った視点の知見というのもあっていいのかなと。教育に関することであっても。そういう意味では、そういう方たちはふさわしくないのだろうか。私としてはそういう方が入ってもいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤教育長 学校教育だけでなく、社会教育、それぞれ仕事をしておられますので、そういう意味では、私としてはかなり多方面の視点から意見をいただけるかなと考えているところがございます。外部評価委員とその方々を兼ねるとするのは前からやっていること

で、新たに評価のために人を集めるべきなんでしょうけれども……。ただ、今、私どもが諮問ということでさまざまな考え方等をその方々と懇談するというので、十分にその評価、多方面の評価ができるかなという判断で、えびなっ子しあわせ懇談会委員を外部評価の委員としても行っていたいただいているところでございます。また、委員の選定は年度年度です。今年度は一応4名選定しましたので、それについては今の意見を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 評価の意見が出て、我々5人のほうでまた、自分たちのやったことを自分たちで点検して評価したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、日程第4、議案第17号を採決いたします。この件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第17号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第18号、平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料31ページです。議案第18号、平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針についてでございます。

本案は、別紙のとおり、平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針について議決を求めるものでございます。

この理由は、平成30年度使用教科用図書の採択に係る基本方針を審議いただきたいためでございます。

32ページです。平成30年度「海老名市教科用図書採択基本方針」についてです。読み上げます。

海老名市教育委員会は、平成30年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成30年度の「特別の教科 道徳」の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書採択基本方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

でございます。

この中で神奈川県教育委員会が定める採択基本方針でございますが、まだこちらに届いておりません。未着となっておりますので、届き次第、委員の皆様にはお届けに上がりたいと考えております。

次の33ページの説明につきましては担当からいたします。

○教育支援課長 平成30年度から小学校の道徳、31年度から中学校の道徳が教科となりますので、それに伴いまして今年度、平成29年度は、来年度小学校において使用する「特別の教科 道徳」教科用図書の採択を行います。

日程につきましては、もう既に2月から4市の教科用図書担当者会議を行っております。そして、2月に県教育委員会から採択事務について説明がございました。4月です。今、採択資料作成委員会及び調査員会で設置要綱と委員について検討、選出を行っているところでございます。選出等終わり次第、報告をさせていただきたいと考えております。5月に、第1回採択資料作成委員会、第1回調査員会を行います。そして、5月に教科用図書の見本本が参りますので、委員さん方にもそちらのほうをお配りしたいと考えております。6月に調査員会の第2回、第3回を持ちまして、道徳の教科書の調査を行います。と同時に、市役所で道徳の教科書の展示会を1週間行います。7月、第2回採択資料作成委員会により調査員会の資料をもとにいたしまして、教育委員会に提示いたします採択資料のまとめを行います。そして、7月の定例教育委員会において教科用図書の採択の決定をしていただきたいと思いますと考えております。8月には来年度の教科書の需要数報告がございす。

○伊藤教育長 説明がありましたけれども、「特別の教科 道徳」ということで、教科書採択は今まで委員さん方にも一昨年と行っていただいておりますけれども、道徳のは初め

てでございますので、何かご質問等ありましたらお出しただいて。今のところ方針は県の方針に従ってやりますよということだけですので、その辺はご了承ただいて。

○海野委員 今度道徳教育が始まるわけなんですけれども、前、柏ヶ谷小学校で道徳教育についての研修事業みたいなものが行われたのを拝見したんですけれども、その道徳教育についての各学校での特別な研修とかはあるんですか。先生方の教え方の研修みたいなものは持たれる予定でしょうか。

○教育支援課長 各学校においてはそれぞれ来年に向けて始めているところですが、海老名市教育委員会として主催する研修としては、今度教科化になると校長先生のリーダーシップのもとという部分が大変強くなりますので、夏の管理職研修会において、県の指導主事を招いて道徳の教科化に向けての研修を行う予定です。

○伊藤教育長 教科化によって指導方法が大幅に変わるということはないので、道徳自体は今までのように、時数も週1時間の年間35時間は変わりません。ただそこに教科書が充てられるということでございますので、道徳の授業の仕方自体が教科になったことによって大幅に変わることはないです。ただ、道徳自体も1つの題材のものから体験的なものとか、また、それを広げるとか、もう年々年々、追うごとに子どもたちが自分たちのものとして捉えられるような工夫とか、または、決められた正しいものを言うのではなくて、思ったことが自分たちで言える中で意見交換しながらとか、またはディベートみたいに分かれて意見交換をするとか、さまざまな授業の工夫が進められていますので、その点は日々、授業については研修をしているところでございます。

○松樹委員 初めて採択をするわけなんですけど、情報提供をお願いしたいんですが、各学校で道徳の授業で使っている副読本、あと体験授業であれば体験の内容をできれば一覧にさせていただきたいなというのがあります。今までどういうことをやってきたかというのが一番なので。

あと「特別の教科 道徳」というふうに国の方針によってなりましたけれども、私、道徳というのは、もちろん授業も大切ですが、例えば理科は理科の時間の道徳の考え方というか、教えがあって、給食の時間は給食の時間の道徳があってという、教科化という形の中でいかなものなのかという少しひっかかる部分が私にはあります。もちろん国の制度としてあるわけですので、しっかりと教科書を選んでいかなければならないということだと思います。教科化というのはなかなか難しいなという気がしますので、参考にさせていただいて、また教科書を見させていただきながら、いろいろな資料を選択しなければなら

いんだと思います。資料提供いただいて、それからまた、考えさせていただければと思いますので、ありがとうございます。

○伊藤教育長 資料提供はよろしいですか。

○松樹委員 はい。

○伊藤教育長 では、これまでの副読本はどのような回し方……。文科省の心のノートは心のノートで全ての子どもに配付されているところでございますけれども。

○松樹委員 もう1点、学習指導要領は変更なしで教科化なんですか。少し変更があるわけですか。

○教育支援課長 教科化に伴って学習指導要領も。

○松樹委員 できれば、その部分の資料も用意していただいてよろしいですか。

○教育支援課長 はい。

○松樹委員 あと、わかる範囲で構わないのですが、通知表「あゆみ」の評価がどのように変わるのかというのをわかる範囲で教えていただければと思います。

○教育支援課長 評価につきましては文科省から、数字とかABCではなく、文章表記での評価となっています。

○伊藤教育長 総合的な学習の時間の評価と同じように文章で表現するという形になります。

個人的な思いを言うところでもないのであれなんですけれども、平井委員は道徳の教科化はどうですか。

○平井委員 調査員会での調査が行われているのでしょうが、教科的にもなかなか難しいのかなというふうには思います。答えが出るものではないので、そういう部分では調査をしていく先生方もなかなか大変でしょう。私たちもいろいろな角度から、学校で子どもたちが使っていくわけですから、相当慎重な形で選んでいかないといけないのかなと思います。今のところ、会社は何者ぐらい入っていますか。

○教育支援課長 教科書目録がまだ届いていないので、正式ではありませんが、8者というふう聞いています。

○伊藤委員長 8冊を皆さんでまた今度読み込んでいただいて。見本本が出たら、先ほど担当が言ったように皆さんにお渡ししますので、よろしくお願ひします。

○松樹委員 それは8冊掛ける6年生という形ですか。

○伊藤教育長 そうです。学年分。

○教育支援課長 ただ、2冊のものもありますので、全部で66冊だと聞いています。

○伊藤教育長 そういうことでございますので。でも、皆さん、中学校、小学校の教科でやったときは、そんなことはないですからね。冊数は、それと比べれば。

文科省はいつも方針とかを出しても、例えばどういう採択ですと。海老名市は1市で1個を採択。ただ、調査員会は近隣市と一緒にやるということで、あとは公正公平ということで、委員の皆様方、私も含めてですけれども、例えば働きかけとかがあるようなこともありますので、それについては本当に慎重に対応していただくということで、業者の働きかけなんてもう対応しないということでお願いいたします。また、あまりにも業者が各ご家庭で非常に頻繁なようでしたら、教育委員会にもご連絡いただいて、それはもうその業者に委員会として連絡をしてやめさせますので、それだけはよろしくお願ひしたいなと思います。また5人でいろいろ考えて、作成委員会の資料をもとに……。

また、これは、担当のほうは、学校のほうも同じように展示会の後に学校意見も聞きますよね。

○教育支援課長 はい。学校に1週間ずつ回覧したいと思っています。

○伊藤教育長 では、学校意見も含めて検討したいと思います。

それでは、方針ということですが、海老名市の方針、議案第18号について採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第18号を原案のとおり可決します。

○伊藤教育長 次に、日程第6、議案第19号、部活動検討委員会の設置についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料34ページでございます。議案第19号、部活動検討委員会の設置についてでございます。

これは、部活動検討委員会を設置したいため、議決を求めるものでございます。設置のために要綱を定めたいと考えております。

この要綱案に基づきましてご説明申し上げます。35ページ、36ページになります。まず、趣旨ですが、海老名市立中学校における部活動のあり方を検討したいというこ

とで、この組織を立ち上げたいものでございます。この要綱で必要な組織と運営についての必要な事項を定めたいということでございます。

検討委員会ですけれども、部活動のあり方についての調査、研究、情報収集、あり方そのものの検討を進めてまいりたいというものでございます。

第3条の案でございますけれども、組織です。検討委員会は15日以内ということで、医師、海老名市体育協会代表、ご協力いただいております部活動の外部指導者代表、海老名市立中学校保護者代表、市立中学校代表、教育委員会という構成で考えております。

組織の構成としましては、第4条で委員会に委員長及び副委員長を置くとさせていただいております。委員長、副委員長につきましては、第4条第2項でございます。委員長には教育部長を、副委員長には部活動振興会担当校長をもってこれに充てる。教育部長と担当校長で正副委員長になるというふうな考えでおります。

次ページ、36ページです。会議につきましては、第5条で、検討委員会の会議につきましては、委員長が招集する等の規定を定めたいと思っております。

第6条で関係者の出席等、第7条で庶務、第8条で、この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項につきましては、委員長が別に定めることができるという規定としたいと思っております。

概略については以上でございます。このような趣旨で設置をしたいと考えております。

説明は以上です。

○伊藤教育長 昨年度からお話をさせていただいている部活動検討委員会の要綱を設置するというので皆さんにご審議いただきたいと思っておりますので、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

設置要綱にその定めはないですけれども、これについては、最後、皆さんで審議して、教育委員会として定めたいと思っております。この委員会の方針、決定事項、審議事項についてはまた報告がありますので、そこでまた、皆さんでこれに基づいて決定していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○松樹委員 要綱についてはこのとおりでいいかと思っております。

検討委員会はこれから、大体で構わないんですが、いつごろ招集して、どれぐらいのパンで会議があるのか、今わかっている段階で教えていただければと思うんですが。

○伊藤教育長 ここで要綱の設置を認めていただいたら、できる範囲内で5月には第1回は持ちたいなと思っております。その間、実を申しますと、これは短期間でどんどん、月1

回ぐらいは持たないと、審議内容がかなりありますので、最初に部活動って何のために子どもたちにあるのかということを一回しっかり審議して、そこから作り直さないと、ただ日にちを短くするのか、練習時間を規定するのかとか、外部指導者をどういう形で入れるのかという、要するにさまざまな方策だけを最初にやるといけないので、最初は狙いをきっちりもう一回見直して定めるというか、もちろん文科省が出しているものとかもあるんですけども、再度海老名市教育委員会として確認して、そこからスタートしたいと思います。

ただ、かなりの回数を定めたいので、忙しいですけれども、月に1回から2カ月に一遍のペースでこの会議は開く必要があると考えております。途中経過についても、教育部長が委員長になっていますので、委員会で承認いただいたら、途中経過の段階でも我々に報告をしていただいてよろしいですか。

○教育部長 はい、承知いたしました。

○伊藤教育長 よろしく申し上げます。

○松樹委員 もう1点、6条にありますとおり、関係者の出席を求めることができるという形ですけれども、前から岡部職務代理者からも意見が出ていましたけれども、お若い方だとか、その中の意見を随時取り入れながらできれば進めていただければと思っていますので、お願いいたしたいなと思います。

○伊藤教育長 教育部長はもう既に認められて、委員長でよろしいですかと言ってから聞こうと思っていたんですけども、認められないと委員長にならないものね。

限られた委員ですけれども、実際の中学生の意見もあるかもしれないけれども、保護者会の代表でございますので、ほかにも保護者の方はどのような意見を持っておられるかというのは、全ての方にアンケートするという意味ではなくて、多くの声を聞きたいなと思います。

○平井委員 第2条に3項目、調査、研究、情報収集、あり方の検討とありますが、これは結構抽象的なものなので、このあたりを具体的に展開していく必要があるかと思えます。教育委員会としてある程度の方角を具体的に持っていく必要があるのかなと思えます。真っ白なところから話し合うのは、時間がない中では難しいと思えますので、できるだけ具体的なものを提示して、効率よく検討できるような形。皆さんでつくり上げていくものですが、やっぱり素案となるものは教育委員会である程度つくり上げて、必要に応じて皆さんにそういうものを提示していく必要があるのかなと思えます。

○伊藤教育長 それは事務局で作成して提案するような形をとりたいと思っています。今、項目として、実態把握や状況分析とか、狙いをもう1回確認しましょうとか、部活動で今まで子どもたちのけがとか病気、事故はどのような形のものが発生しているのかどうかとか、体力と健康ということで、かなり体力的に……。ただ、成長期の子どもたちでありますので、その健康との関係ということで、よく球児とかサッカーで足首が万年捻挫のような子どももいますので、この後、彼らは大人になって、将来スポーツに親しんだり、音楽に親しんだりもしてほしいという思いがありますので、その関連とか、今の顧問の指導状況はどのような状況があるのか、外部指導者をどう活用するか。外部指導者に特別な許可を出して、顧問と同じように部活動の引率をすとかなんかの許可を文部科学省は考えているところがあります。そうなった場合、海老名市として外部指導者にこういう許可証みたいなものを研修を受けさせて発行すとか、そういうのも1つの手だてなのかなと思います。

それから、よく言われる活動日数と活動時間のこととか、各保護者からもさまざまな意見があつて、保護者が部活動に対してどうかかわるとか、どう部活動を支援することがよりよいのかとか、我々で出している補助金はどのぐらいが適正で、また新たな補助の体制として、この点について補助を出すと部活動の運営がうまくいくとか、今現在海老名市で設立されています部活動振興会の役割と、市として補助金とか支援の役割をまた整理する必要あるかなと思っています。委員長の教育部長は、こんな詳細なことをいっぱい聞くと、それだけやるんだと思っているかもしれませんが、詳細についてかなり詰めなければいけないところがあるかなと思っています。

事務局でできるだけ素案等を出していく中で円滑な議事が進むように配慮をお願いいたします。ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第19号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第19号を原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会4月定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。